

第 5 号議案

東京都市大学 柏門技術士会 細則 改訂（案）

（平成 15 年 9 月 20 日 制定）

（平成 17 年 10 月 8 日 一部改訂）

（平成 20 年 10 月 11 日 一部改訂）

第 3 章 事務局

第 10 条 事務局は、運営委員会に関する事務、各委員会の調整・運営支援、金員の収納・保管・財務関係、一般経理のほか、他に属さない一般庶務に関する事項を処理する。

（現行）

事務局は、総会及び理事会に関する事務、各委員会の調整、金品の収納・保管・財務関係、一般経理のほか、他に属さない一般庶務に関する事項を処理する。

第 4 章 会務分掌その他

第 11 条 会務を円滑に推進するため、下記の委員会を設け、会務の分掌事項を定める。

委員会名	分 掌 事 項
総務委員会	会則、細則、規則等の制定・改訂などの原案作成、会員名簿の <u>管理</u> 、作成、発行、 <u>総会及び理事会に関する一切の事項</u>
	（その他は変更なし）

（現行）

会則、細則、規則等の制定・改訂などの原案作成、会員名簿の作成と発行、総会の運営と企画、財務管理、各委員会の運営支援

（以上）